

白山の火山活動が活発化した場合の  
避難確保計画

—南竜ヶ馬場諸施設—

平成 29 年 6 月

石 川 県  
(一財) 白山市地域振興公社

## 目 次

1. 計画の目的 .....	1
2. 施設の位置 .....	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲 .....	2
4. 防災体制 .....	4
5. 情報伝達及び避難誘導 .....	6
5.1 臨時の解説情報等が発表された場合 .....	7
(1) 情報収集・伝達 .....	7
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 .....	8
(1) 情報収集・伝達 .....	8
(2) 避難誘導対応 .....	9
(3) 規制範囲外への避難 .....	9
5.3 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 .....	10
(1) 情報収集・伝達 .....	10
(2) 避難誘導対応 .....	10
(3) 規制範囲外への避難 .....	13
6. 資器材の配備等 .....	14
7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察 .....	16
付表 1 .....	17
付表 2 .....	18
付表 3 .....	19
付表 4 .....	20

## 1. 計画の目的

■当地区に立地する以下の施設は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

施設	・南竜ヶ馬場諸施設 （南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所(避難小屋) 南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場）
----	---

## 2. 施設の位置

■当地区は、白山想定火口域約 1.7 km に位置しており、噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。

■当地区に影響のある火山現象は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画によると、以下のとおりである。

火山現象	大きな噴石、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流
------	-----------------------

■以下に、地区の位置図を示す。

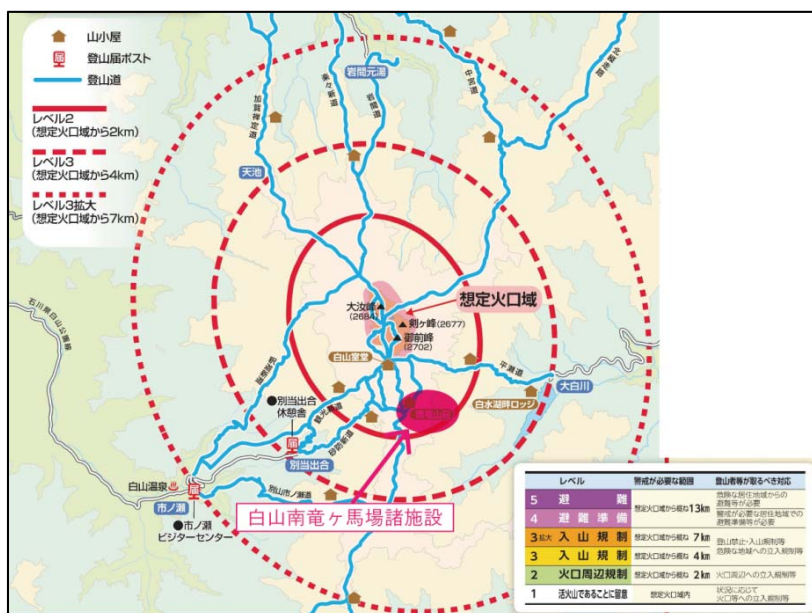


図 2-1 地区の位置図

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

■当地区において避難確保を行うべき対象は、当地区を構成する施設の従業員、利用者、また地区内の施設周辺にいる登山者等（以下「利用者等」という。）とする。

■当地区を構成するそれぞれの施設の従業員数、最大利用者数、当地区の施設周辺にいる登山者等の想定人数は、以下のとおりである。

表3-1 避難を確保すべき対象者数  
(日中のピーク：8月の休日の16時ごろを想定)

業種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺 にいる登山者等
宿泊施設	①	南竜山荘	10人	120人	30人
	②	南竜ヶ馬場ケビン		40人	40人
	③	南竜ヶ馬場野営場		120人	
その他	④	南竜ヶ馬場ビジターセンター		1人	1人
小計			10人	280人	70人
合計			360人		

※上記、②，③，④は、警戒レベル引き上げ時、突発的噴火時とも、別山市ノ瀬道へ即避難する。

表3-2 避難を確保すべき対象者数  
(夜間のピーク：7月末の休日の夜間を想定)

業種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺 にいる登山者等
宿泊施設	①	南竜山荘	10人	150人	0人
	②	南竜ヶ馬場ケビン		50人	
	③	南竜ヶ馬場野営場		150人	
小計			10人	350人	0人
合計			360人		

■対象とする範囲は以下のとおりである。

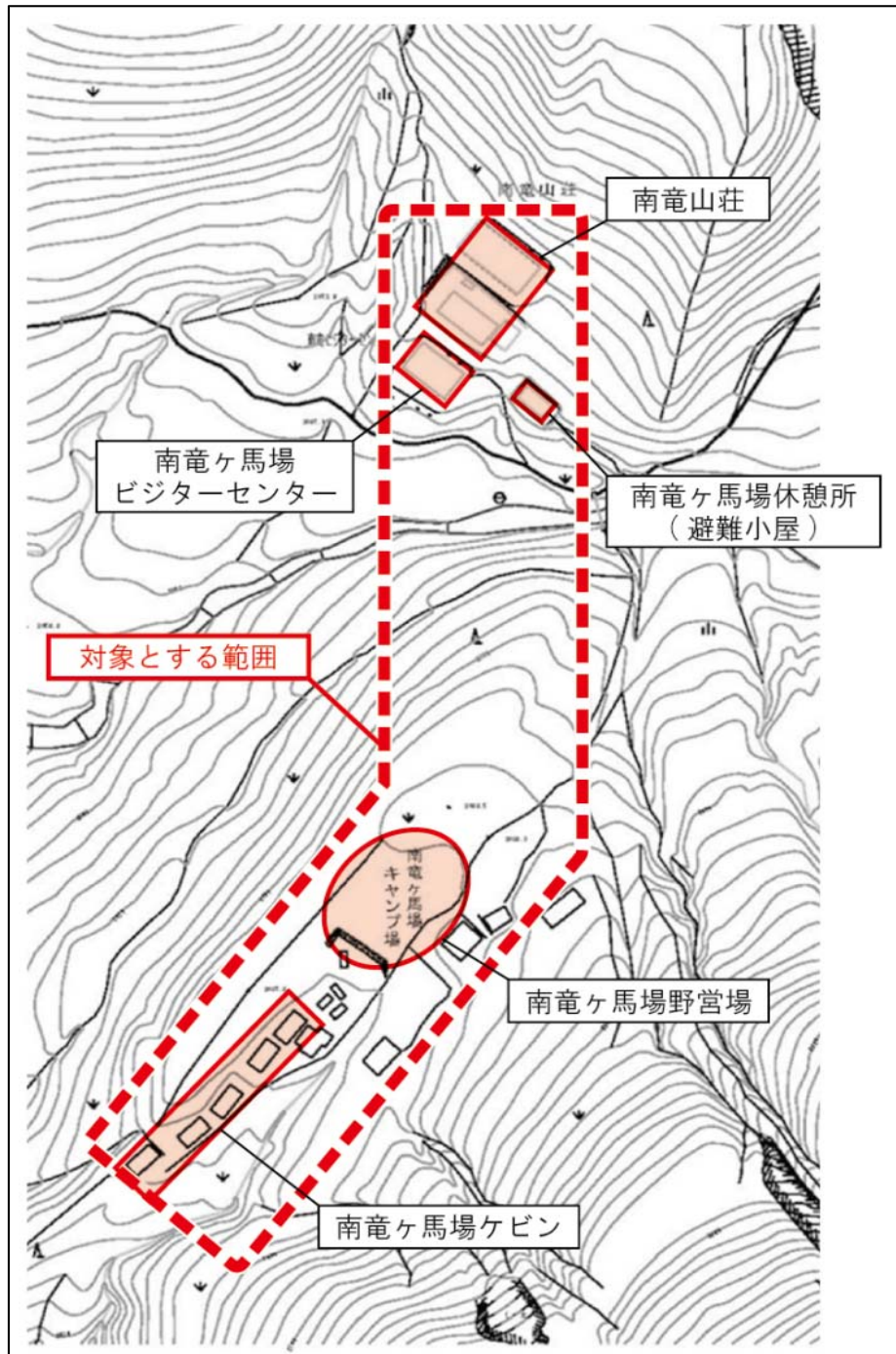


図 3-3 対象とする範囲

## 4. 防災体制

■当地区の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表 4-1 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	南竜ヶ馬場ビジターセンター(代表施設)については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	災害対応体制	南竜ヶ馬場ビジターセンター(代表施設)については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合		

■当地区の体制図

- ・南竜ヶ馬場ビジターセンターを代表施設とし、地区全体の災害対応の統括を行う。
- ・当施設の統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。

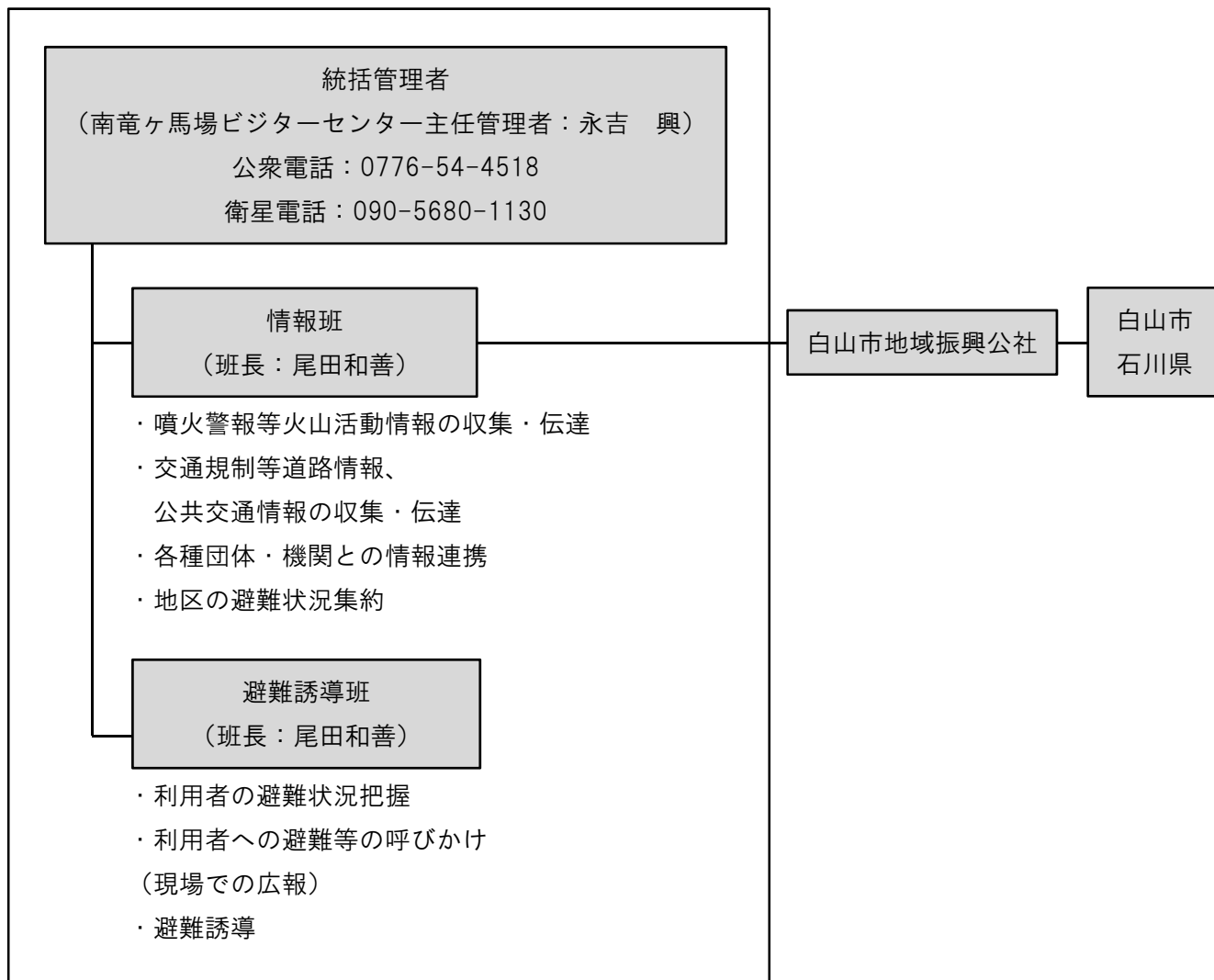


図4-2 南竜ヶ馬場諸施設の体制図

表4-3 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第1位	尾田和善
第2位	—

## 5. 情報伝達及び避難誘導

■情報伝達及び避難誘導は、大きく以下の3つの場合に分けている。

- ①臨時の解説情報等が発表された場合
- ②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
- ③噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

■関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、以下のとおりである。

表5-1 関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	石川県危機対策課	076-225-1482
		石川県自然環境課	076-225-1477
		白山市危機管理課 (夜間)	076-274-9536 (076-276-1111)
		白山市観光課 (夜間)	076-274-9544 (076-276-1111)
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他の機関	金沢地方気象台	076-260-1462
		白山野々市広域消防本部	076-276-1119
		白山警察署	076-216-0110



## 5.1 臨時の解説情報等が発表された場合

### (1) 情報収集・伝達

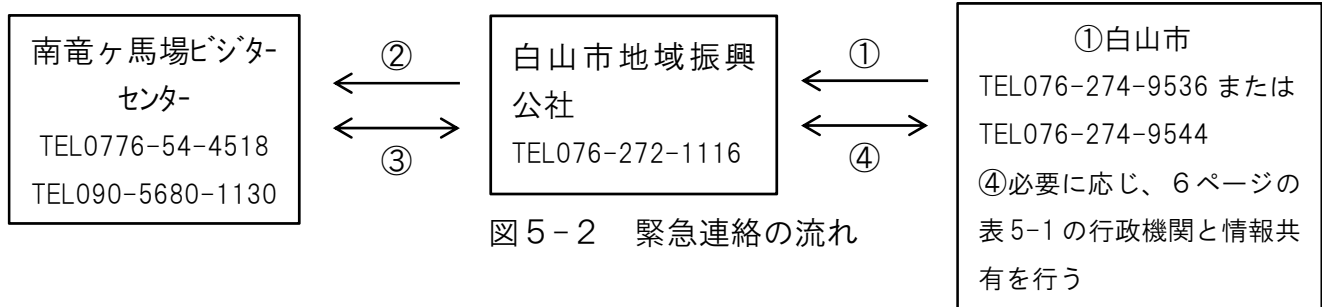
■情報収集・伝達に関して行うことは以下のとおりである。

- ①臨時の解説情報が発表された場合、白山市（石川県）から白山市地域振興公社へ情報伝達を行う。
- ②南竜ヶ馬場ビジターセンターは白山市地域振興公社からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- ③その後、白山市地域振興公社と随時、情報収集・伝達を行う。
- ④白山市地域振興公社は、白山市・石川県と随時、情報収集・伝達を行う。
- ⑤施設内や屋外空間にいる利用者等に臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。広報文案を下記に記す。

＜臨時の解説情報が発表された場合＞

ただ今、気象庁から白山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・白山市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・・・・・



■立入規制を行う場合

- ・「5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合」に準ずる。

■6ページの表5-1と17ページの付表1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

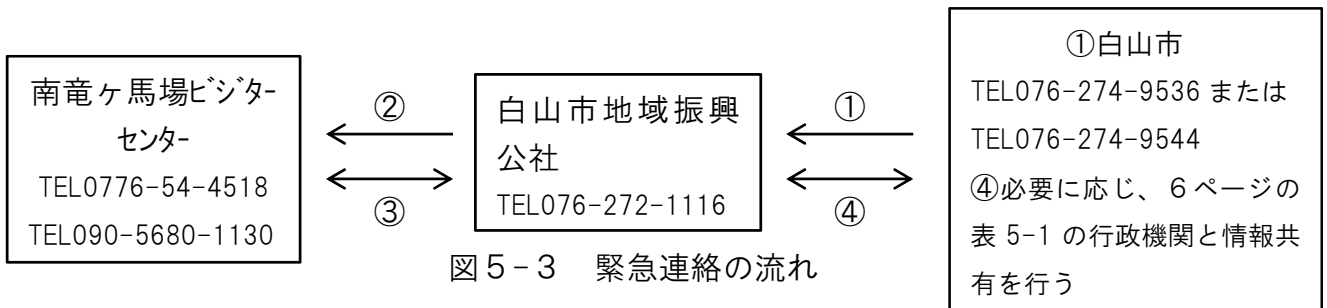
## 5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### (1) 情報収集・伝達

■白山の火山活動が活発化した場合の避難計画には、白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は、立入り規制を実施した場合、白山市（石川県）が南竜ヶ馬場ビジターセンターに第一報を伝達する。

■情報収集・伝達は次のとおり行う。

- ①白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、白山市（石川県）は白山市地域振興公社へ情報伝達を行う。
- ②南竜ヶ馬場ビジターセンターは白山市地域振興公社から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
- ③その後、白山市地域振興公社と随時、情報収集・伝達を行う。
- ④白山市地域振興公社は、白山市・石川県と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。



■6ページの表5-1と17ページの付表1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

## (2) 避難誘導対応

### ■利用者等への情報伝達

- ・ 情報班は、館内放送により、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ退避が必要なことを伝える。
- ・ スピーカーは、情報班が操作し、広報する。
- ・ 南竜ヶ馬場野営場・ケビンについては、情報班が拡声スピーカーにより広報する。
- ・ 広報文案を下記に記す。

＜施設の屋外空間及び建物内への広報＞
ただ今、白山の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。 繰り返します・・・・・・・・
＜施設周辺の広報＞
ただ今、白山の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに別山方面に避難してください。避難に際しては、白山市や気象庁等から出される情報に注意してください。 繰り返します・・・・・・・・

## (3) 規制範囲外への避難

### ■規制範囲外への避難の実施

- ・ 避難誘導班は利用者の円滑な避難誘導を行う。
- ・ 避難誘導班は利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。
- ・ 規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後、自家用車等各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、白山市から指示があった場合はこの限りではない。
- ・ 避難手段のない緊急退避者がいる場合、白山市に車両の手配等を要請する。
- ・ 最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ・ 避難誘導班は施設を閉鎖し退避する旨、周知の張り紙を設置する。
- ・ 避難経路は、13ページの図5-8を参照する。

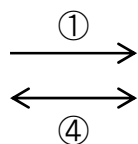
### 5.3 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

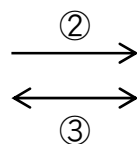
■突発的に噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおり。

- ①南竜ヶ馬場ビジターセンターは白山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、白山市地域振興公社に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。
- ②白山市地域振興公社は白山の噴火の発生と、災害対応体制をとったことを、白山市・石川県に伝達する。
- ③白山市・石川県は白山市地域振興公社と相互に連絡体制をとる。
- ④情報班は、その後も継続して白山市地域振興公社と連絡を取り合い、情報共有を行う。共有を行う情報は以下のとおり。
  - ・施設が把握している火山活動の状況
  - ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など）
  - ・地区内の施設及び周辺の影響状況
  - ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
  - ・規制範囲外への避難実施のタイミング

南竜ヶ馬場ビジター センター TEL0776-54-4518 TEL090-5680-1130
--



白山市地域振興 公社 TEL076-272-1116
----------------------------------



②白山市・石川県 ・白山市 TEL076-274-9536 (夜間)076-276-1111(代表) ・石川県 TEL076-225-1482 ③必要に応じ、6ページの表 5-1 の行政機関と情報共有を行う
--

図 5-4 緊急連絡の流れ

#### (2) 避難誘導対応

■利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

- ・情報班は、館内放送や拡声器などの放送設備で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても白山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。
- ・避難誘導班は、自分の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。
- ・対象範囲は、3ページの図 3-3 を参照する。
- ・広報文案を下記に示す。

<屋外空間への広報>
ただ今、白山が噴火しました。ただちに、最寄りの建物内へ避難してください。 繰り返します・・・・・・・・
<建物内>
ただ今、白山が噴火しました。建物の外へ出ないでください。また、建物内のより 安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従って下さい。繰り返します・・・・・・・・

### ■建物内への緊急退避誘導

- ・屋外にいる利用者は、避難促進施設等、少しでも危険を回避できる可能性のある場所に緊急退避する。
- ・避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所へ誘導する。緊急退避者が入りきらない場合には、1階か、火口からより遠い場所へ誘導する。
- ・施設内のより安全な場所を以下に示す。

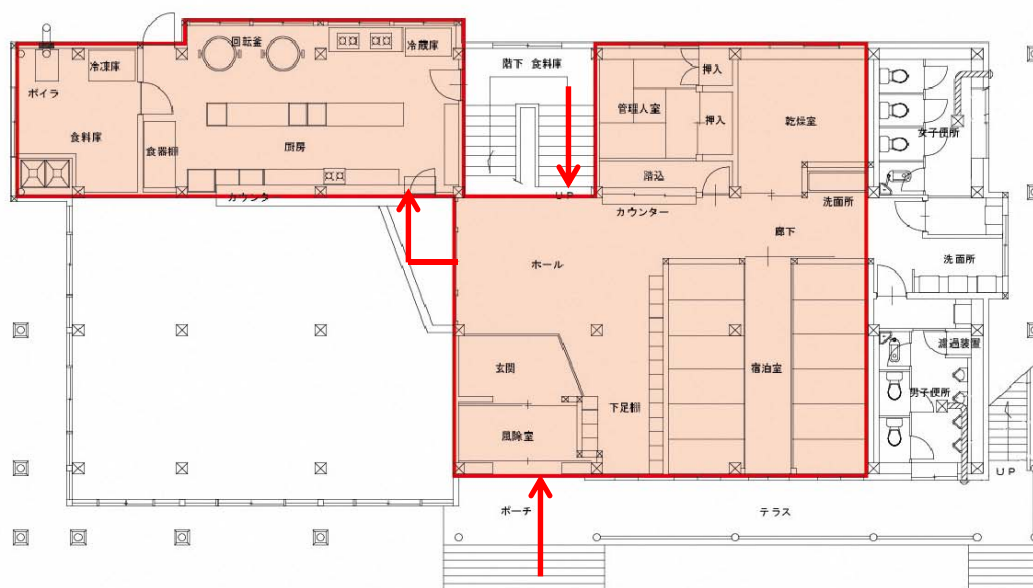


図5-5 南竜山荘内のより安全な場所

■退避スペースの把握

- ・退避者1人当たりの必要面積は、災害発生直後では1m<sup>2</sup>/人とされている。
- ・各施設の建物内のより安全な場所の面積と退避者数を以下に示す。

表5-6 退避可能人数

施設名	より安全な場所の面積	退避可能人数	退避者数 (日中)	退避者数 (夜間)
南竜ヶ馬場ビクターセンター	100m <sup>2</sup>	100人	358人	358人
南竜山荘	170m <sup>2</sup>	170人		
南竜ヶ馬場ケビン(5棟)	100m <sup>2</sup>	100人		
南竜ヶ馬場野営場	—	—		
合計	370m <sup>2</sup>	370人	358人	358人

※退避者数は、「3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲」の利用者等の合計とした。

■退避者状況の把握・整理

- ・避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は以下のとおり。

表5-7 退避状況整理様式

年 月 日 時間: : 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

■応急手当の対応

- ・負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

### (3) 規制範囲外への避難

#### ■規制範囲外への避難の実施

- ・緊急退避者等の規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、情報班は白山市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。その際、避難誘導班は利用者の円滑な誘導を行う。
- ・規制範囲外の避難先は市ノ瀬ビジターセンターとし、規制範囲外への避難経路は下記のとおりとする。ただし、白山市の指示があった場合はこの限りでない。
- ・規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後、自家用車等各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、白山市から指示があった場合はこの限りではない。
- ・避難手段のない緊急退避者がいる場合、白山市に車両の手配等を要請する。
- ・最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ・避難誘導班は施設を閉鎖し退避する旨、周知の張り紙を設置する。

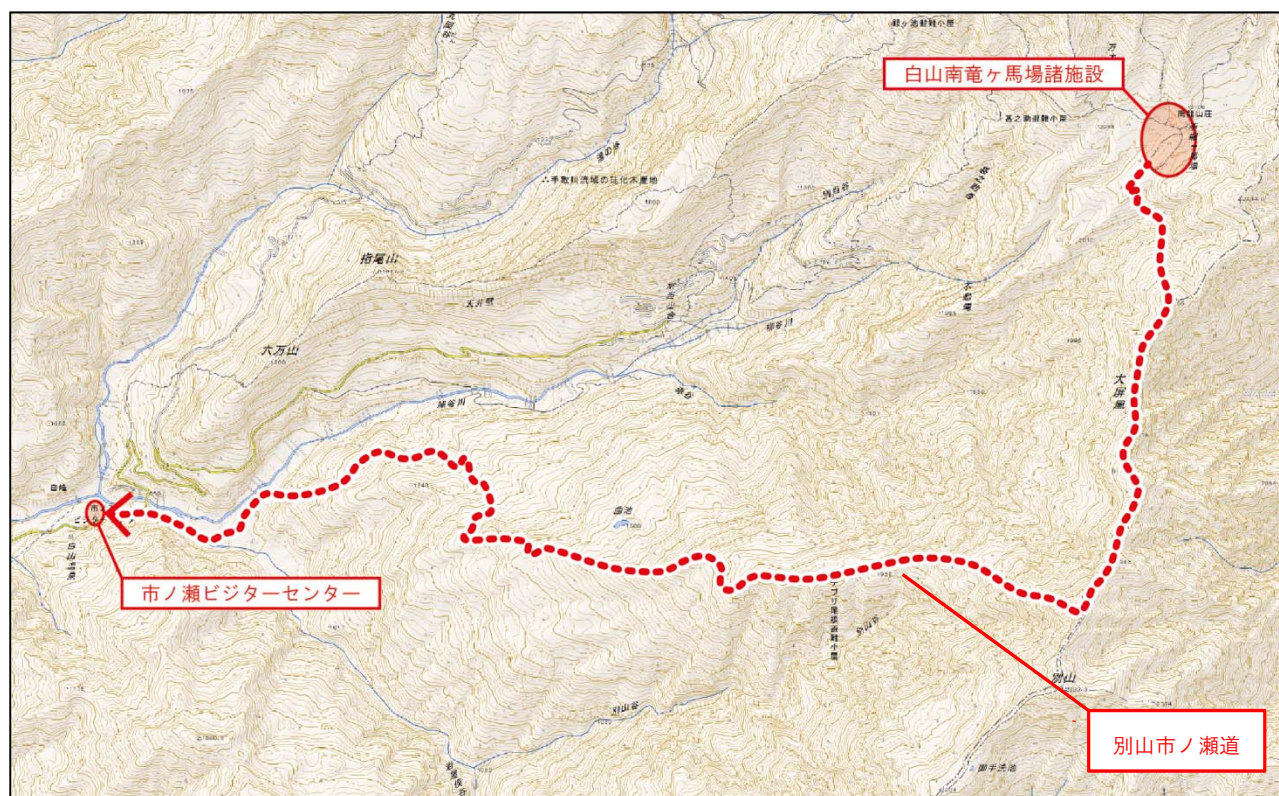


図5-8 避難先と避難経路

## 6. 資器材の配備等

### ■当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

- ・当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。
- ・施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表6-1 南竜ヶ馬場ビジターセンターにおける保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、または保管場所	数 量
情報収集・伝達	ラジオ	受付	1台
	公衆電話	ホール	1台
	衛星電話	〃	1台
避難誘導	拡声器	受付	1台
その他	毛布	2階倉庫	50枚
	マットレス	〃	20枚

表6-2 南竜山荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、または保管場所	数 量
	テレビ	食堂	1台
情報収集・伝達	ラジオ	〃	1台
	公衆電話	ホール	1台
避難誘導	ヘルメット	玄関	40個
	防塵マスク	〃	200枚
	防毒マスク(ゴーグル)	〃	5セット
	毛布	客室等	480枚
	マットレス	〃	200枚
その他	45kwv 発電機	発電機室	1台
	25kwv 発電機	〃	1台

表6-3 南竜ヶ馬場ケビンにおける保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、または保管場所	数 量
情報収集・伝達	—	—	—
避難誘導	寝具用マット	—	50枚
	毛布	客室	100枚
その他	—	—	—



■地区全体の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

- ・当地区における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。
- ・代表施設は、毎年10月に各施設に報告を求め、更新する。

表6-5 白山南竜ヶ馬場地区における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

資器材等	南竜ヶ馬場 ビジターセンター	南竜山荘	南竜ヶ馬場ケビン	合 計
テレビ		1台		1台
ラジオ	1台	1台		2台
衛星電話	1台			1台
公衆電話	1台	1台	—	2台
ヘルメット	—	40個	—	40個
防塵マスク	—	200枚	—	200枚
防毒マスク(ゴーグル)	—	5セット	—	5セット
45kwv 発電機	—	1台	—	1台
25kwv 発電機	—	1台	—	1台
マットレス	20枚	200枚	50枚	270枚
毛布	50枚	480枚	100枚	630枚

。

## 7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

### ■当施設、地区における研修・訓練の実施

- ・毎年5月に、従業員を対象に救急救命講習を受講する。
- ・毎年6月に、従業員を対象に火山避難訓練を実施する。
- ・毎年7月に、従業員を対象に火災時における避難誘導訓練を実施する。
- ・日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い、参加に努める。

### ■避難確保計画の見直し

- ・毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ・施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

### ■当地区における利用者への情報提供・啓発

- ・情報揭示は以下のとおりである。

表 7-1 情報揭示内容等一覧

情報内容	周知方法
	南竜ヶ馬場ビジターセンター・南竜山荘
建物内のより安全な場所、避難誘導経路	掲 示
施設周辺の避難ルート・避難先	掲 示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲 示
火山防災マップ	掲 示
登山届の記入・提出の啓発資料	掲 示
白山紹介資料	掲 示

### ■日頃からの火山活動の観察

- ・日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を金沢地方气象台に伝達する。
- ・金沢地方气象台の連絡先は、以下のとおりである。

金沢地方气象台	076-260-1462
---------	--------------

付表1 参考とすべき情報等

情報名	概要																									
噴火警報・予報	<p>気象庁は、火山災害軽減のため、全国110の活火山を対象として、噴火警報・予報を発表している。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時からの地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。</p> <p>なお、「噴火警報（居住地域）」は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。</p> <p style="text-align: center;">噴火警戒レベルが運用されている火山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">レベル (キーワード)</th> <th style="width: 35%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: white;">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td style="text-align: center;">レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: white;">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近までの広い範囲の火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td style="text-align: center;">噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td style="text-align: center;">レベル1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近までの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況																						
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。																						
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される。																						
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近までの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																						
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																						
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																						
噴火警報の発表例	<p>噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）の発表例 【居住地域に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】</p>																									
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報。																									
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。																									
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。																									
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報（定時）」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報（速報）」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報（詳細）」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。																									
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。																									
週間火山概況	過去一週間の全国の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。																									
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。																									
地震・火山月報（防災編）	月ごとの全国の地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。																									

付表2 噴火警戒レベル表

白山の噴火警戒レベル						
種類	予報 警報	対象 範囲	レベル (+7-1)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火 警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。  過去事例  事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  過去事例  事例なし
警報	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から4 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ●居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。  過去事例  2200年前の噴火：溶岩流が約7 km流下形成（白水滝溶岩）、溶岩ドームの形成 1554～56年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約1 km流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●火口から2 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。  過去事例 1042年：翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火 予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。  過去事例 2005年：地震活動活発 2011年3月：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発

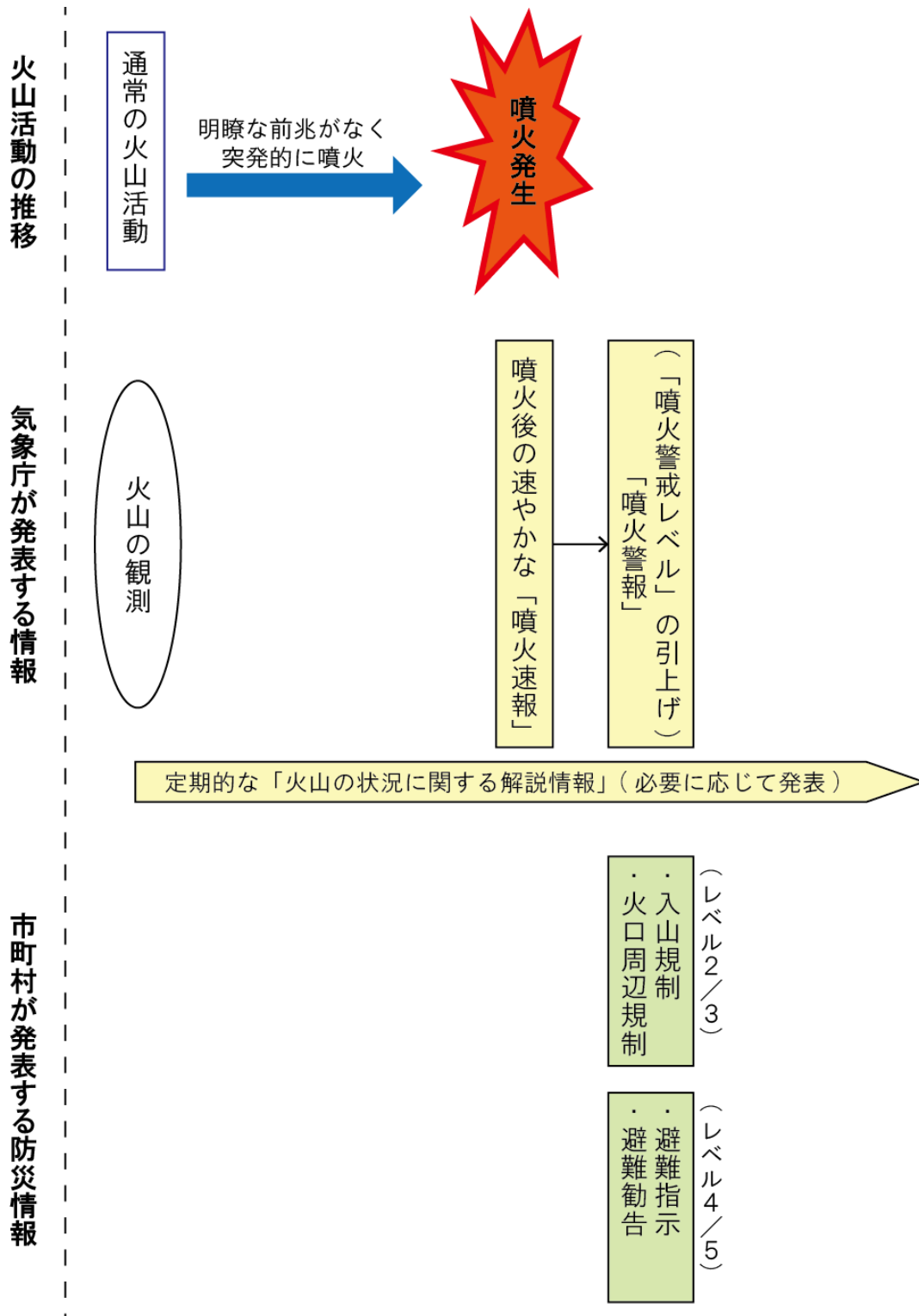
注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。  
注) 火口とは、想定火口域をいう。  
この噴火警戒レベルは、地元市町村等と調整の上で作成したものです。  
各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、関係する各市町村にお問い合わせください。

出典：気象庁 HP より

付表3 突発的に噴火した場合の各情報の発表のタイミング

■各情報の発表のタイミングは以下のとおりである。

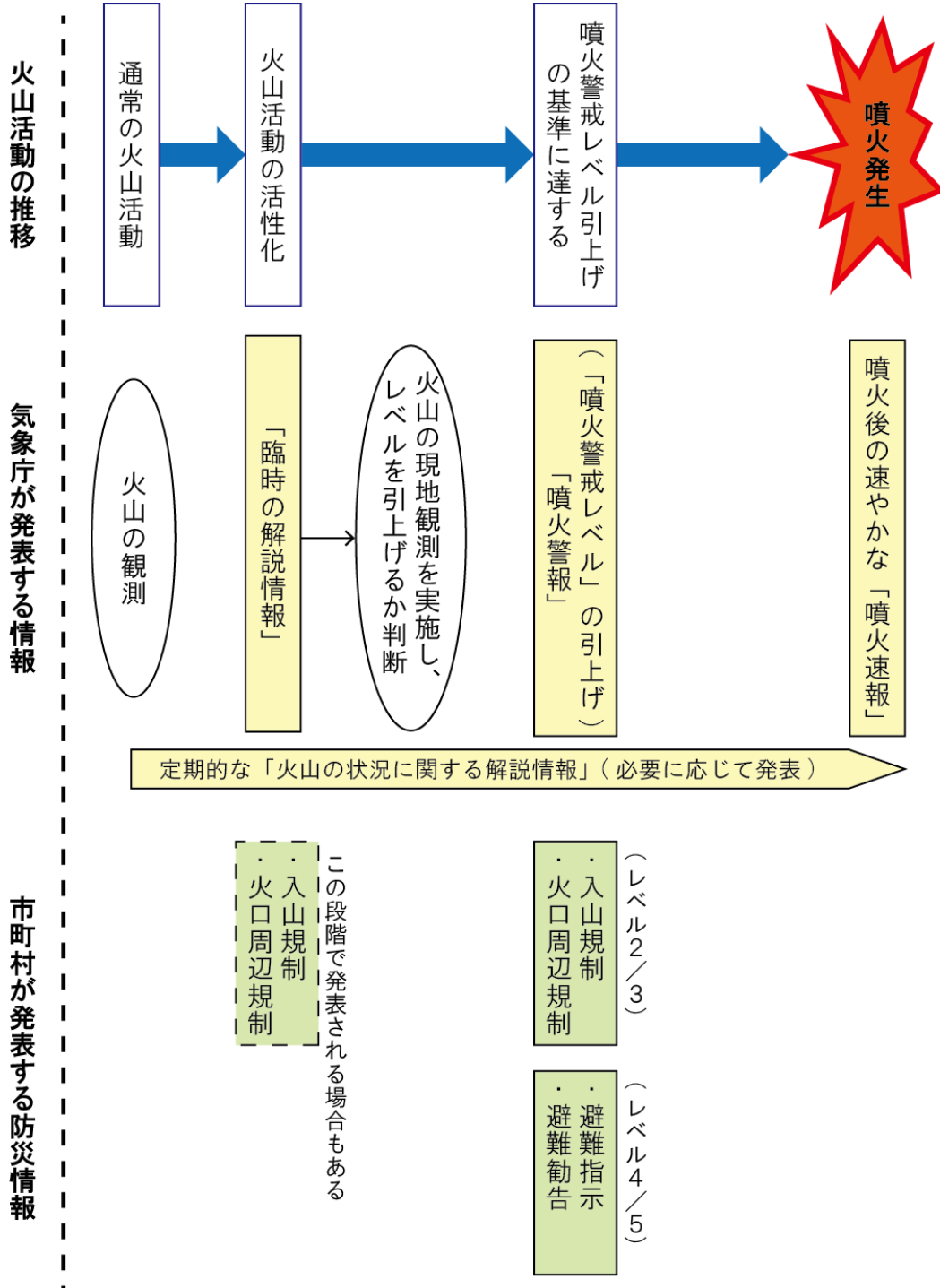
・突発的に噴火した場合



※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。

付表4 あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合の  
各情報の発表のタイミング

・ あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合



※火山活動の推移によっては、臨時の解説情報が発表されない場合があります。  
 ※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。  
 ※市町村は、臨時の解説情報が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合があります。